

国立大学法人九州大学年俸制給与（教育職基本年俸）の適用に関する細則

令和元年度九大就規第42号
制定：令和2年3月27日
最終改正：令和6年3月29日
（令和5年度九大就規第26号）

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「職員給与規程」という。）第2条第2項の規定に基づき、年俸制給与（教育職基本年俸表）を適用する教員（以下「教育職年俸教員」という。）の給与に関する事項について定めるものとする。

（対象者）

第2条 教育職年俸教員は、次の各号に定める者とする。

(1) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の教員となった者又は当該教員の退職に伴う補充により本学の教員となった者（以下「承継職員（教員）」という。）で、年俸制給与（教育職基本年俸表）の適用を希望する者

(2) 承継職員（教員）で、昇任又は配置換となる者

(3) 承継職員（教員）に新たに雇用される者

2 前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、本学が特に認める場合は適用しないことがある。この場合の取扱いについては別に定める。

（給与の種類）

第3条 教育職年俸教員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とする。

（基本年俸）

第4条 教育職年俸教員の基本年俸は、別表第1に定めるところによる。

2 前項に規定する基本年俸の計算期間は、毎年1月1日から12月31日までとし、基本年俸の12分の1の額（以下「基本年俸の支給月額」という。）を毎月21日（ただし、その日が国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日とする。以下同じ。）に支給する。

3 1項の規定にかかわらず、事業年度の途中で新たに教育職年俸教員となった者の基本年俸は、第1項により決定される基本年俸を基礎とし、教育職年俸教員となった日から事業年度の末日までの期間に応じて決定し、毎月21日に支給する。

（業績給）

第5条 業績給は、1年毎に前事業年度の業績評価を行い、当該評価結果を反映して決定する。

2 前項に規定する業績給は6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び退職者等に対し、6月30日及び12月10日（ただし、その日が国立大学法人九州大学就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日とする。）に支給する。

3 第1項に規定する業績給については、職員給与規程第31条第2項から第31条第5項の規定を準用する。ただし、基本給及びこれに対する地域手当等の月額の合計額は、基本年俸の支給月額及び職員給与規程第12条の規定を準用して得た基本給調整額の合計額並びに職員給与規程第16条、第16条の2及び第16条の3の規定を準用して得た地域手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）、地域調整手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び広域異動手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額の合計額（以下「業績給基礎額」という。）とする。この場合において、職員給与規程第31条第2項及び第31条第3項、第31条第5項の規定中「勤勉手当」とあるのは、「業績給」と、職員給与規程第31条第3項及び第4項の規定中「勤務成績」とあるのは、「業績評価結果」と、職員給与規程第31条第3項及び第4項の規定中「勤勉手当基礎額」とあるのは、「業績給基礎額」と読み替えるものとする。

（諸手当）

第6条 諸手当は、基本給調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、地域調整手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、別府病院支援配置手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、研究代表者等特別手当、遠隔地手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び期末手当とする。

- 2 基本給調整額の支給は、職員給与規程第12条の規定を準用する。ただし、基本給調整額は、職員給与規程別表第1-10に掲げる調整基本額表のハを準用して得た額とする。
- 3 管理職手当の支給は、職員給与規程第14条の規定を準用する。ただし、管理職手当は職員給与規程別表第1-12に掲げる教育職基本給表を準用して得た月額とする。
- 4 初任給調整手当の支給は、職員給与規程第15条の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第15条第1項の規定中「教育職基本給表の適用を受け」とあるのは、「教育職基本年俸表の適用を受け」と読み替えるものとする。
- 5 地域手当及び地域調整手当並びに広域異動手当の支給は、職員給与規程第16条、第16条の2及び第16条の3の規定を準用する。ただし、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額は、基本年俸の支給月額及び職員給与規程第12条の規定を準用して得た基本給調整額の合計額並びに職員給与規程第14条の規定を準用して得た管理職手当、職員給与規程第17条の規定を準用して得た扶養手当の月額の合計額とする。
- 6 扶養手当の支給は、職員給与規程第17条の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第17条第2項の規定中、「教育職基本給表」とあるのは、「教育職基本年俸表」と読み替えるものとする。
- 7 別府病院支援配置手当の支給は、職員給与規程第21条の4の規定を準用する。この場合において、「医療職基本給表（一）、医療職基本給表（二）のいずれか」とあるのは、「又は教育職基本年俸表」と読み替えるものとする。
- 8 期末手当の支給は、職員給与規程第30条の規定を準用する。ただし、職員給与規程第30条第3項に掲げる基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当等の月額の合計額は、基本年俸の支給月額及び職員給与規程第12条の規定を準用して得た基本給調整額の合計額、職員給与規程第17条の規定を準用して得た扶養手当額並びに職員給与規程第16条、第16条の2及び第16条の3の規定を準用して得た地域手当額、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。また、職員給与規程第30条第4項に掲げる基本給及びこれに対する地域手当等の月額の合計額は、基本年俸の支給月額及び職員給与規程第12条の規定を準用して得た基本給調整額の合計額並びに職員給与規程第16条、第16条の2及び第16条の3の規定を準用して得た地域手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）、地域調整手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び広域異動手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額の合計額とする。この場合において、職員給与規程第30条第5項の規定中、「基本給月額」とあるのは、「基本年俸の支給月額」と読み替えるものとする。
- 9 住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、研究代表者等特別手当、遠隔地手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当の支給は、職員給与規程第18条から第25条まで及び第27条から第29条の2までの規定を準用する。
- 10 第1項に規定する諸手当の計算期間及び給与の支給日については、職員給与規程第2条第1項の規定を準用する。

（退職手当）

第7条 教育職年俸教員には、国立大学法人九州大学職員退職手当規程（平成16年度九大就規第27号。以下「退職手当規程」という。）の規定に基づき、退職手当を支給する。ただし、退職手当規程第3条から第7条に規定される基本給は、基本年俸の支給月額及び職員給与規程第12条の規定を準用して得た基本給調整額の合計額と、退職手当規程第8条の2に規定される基本給等の月額は、基本年俸の支給月額及び職員給与規程第12条の規定を準用して得られた基本給調整額の合計額、職員給与規程第17条の規定を準用して得た扶養手当の月額並びに職員給与規程第16条、第16条の2及

び第16条の3の規定を準用して得られたこれらに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額合計額とする。この場合において、退職手当規程第8条にかかる別表2の規定中「教育職基本給表」とあるのは「教育職基本年俸表」と、読み替えるものとする。

(その他)

第8条 教育職年俸教員の給与に関する事項については、この細則に定めるもののほかは、職員給与規程の規定を準用する。この場合において、第5条第1項及び第13条の規定中「基本給」とあるのは「基本年俸の支給月額」と、第8条第2項の規定中「基本給表に定める基本給月額」とあるのは「基本年俸の支給月額」と、第10条の規定中「基本給」とあるのは「基本年俸」、「基本給額」とあるのは「基本年俸の額」と、第11条の規定中「基本給」とあるのは「基本年俸」と、「基本給表」とあるのは「基本年俸表」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 現に国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）の適用を受けている教員であって、この細則施行後に教育職年俸教員となるものの退職手当の額は、退職手当規程第2条の2による退職手当の額から、教育職年俸教員となる日の前日までの間に支給された業績給のうちの退職手当相当額の総額を控除した額とする。

附 則（令和3年度九大就規第38号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第5号）

この細則は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年度九大就規第27号）

(施行期日)

第1条 この細則は、令和5年1月1日から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この細則による改正前の国立大学法人九州大学年俸制給与（教育職基本年俸）の適用に関する細則（以下「旧細則」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの細則による改正後の国立大学法人九州大学年俸制給与（教育職基本年俸）の適用に関する細則（以下「新細則」という。）の適用を受けるものについては、令和4年4月1日以降において旧細則の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新細則を適用し、かつ、国立大学法人九州大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和4年度九大就規第26号）による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程第31条第3項の準用による同年12月期における業績給に係る職員の業績評価結果に応じて本学が定める割合を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧細則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（令和4年度九大就規第36号）

(施行期日)

第1条 この細則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(別府病院支援配置手当の経過措置)

第2条 第6条第7項の規定は、平成30年4月2日から施行日前日までの間に別府病院へ異動した者についても適用する。この場合において、同項において準用する国立大学法人九州大学職員給与規程第21条の4第3項中「別府病院へ異動した日から」とあるのは「令和5年4月1日から別府病院へ異動した日以後」と、「当該異動の日から」とあるのは、「令和5年4月1日から当該異動の日以後」と読み替えるものとする。

附 則（令和5年度九大就規第21号）

(施行期日)

第1条 この細則は、令和6年1月1日から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この細則による改正前の国立大学法人九州大学年俸制給与（教育職基本年俸）の適用

に関する細則（以下「旧細則」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの細則による改正後の国立大学法人九州大学年俸制給与（教育職基本年俸）の適用に関する細則（以下「新細則」という。）の適用を受けるものについては、令和5年4月1日以降において旧細則の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新細則を適用し、かつ、国立大学法人九州大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和5年度九大就規第18号）による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）第30条第3項の準用による同年12月期における期末手当に係る期末手当基礎額に乗じる割合において、同項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の67.5」とみなした場合、及び旧規程第31条第3項の準用による同年12月期における業績給に係る職員の業績評価結果に応じて本学が定める割合を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧細則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（令和5年度九大就規第26号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

教育職基本年俸表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本年俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸
	円	円	円	円	円
1	2,290,800	2,797,200	3,488,400	4,027,200	4,922,400
2	2,316,000	2,824,800	3,519,600	4,062,000	4,950,000
3	2,341,200	2,851,200	3,548,400	4,098,000	4,975,200
4	2,365,200	2,875,200	3,576,000	4,134,000	5,000,400
5	2,388,000	2,900,400	3,603,600	4,168,800	5,023,200
6	2,416,800	2,920,800	3,631,200	4,197,600	5,052,000
7	2,446,800	2,941,200	3,656,400	4,227,600	5,078,400
8	2,475,600	2,962,800	3,682,800	4,256,400	5,106,000
9	2,505,600	2,988,000	3,710,400	4,286,400	5,126,400
10	2,534,400	3,015,600	3,739,200	4,317,600	5,156,400
11	2,563,200	3,043,200	3,768,000	4,348,800	5,182,800
12	2,590,800	3,067,200	3,796,800	4,382,400	5,209,200
13	2,614,800	3,092,400	3,824,400	4,413,600	5,226,000
14	2,637,600	3,121,200	3,848,400	4,434,000	5,252,400
15	2,658,000	3,148,800	3,872,400	4,460,400	5,278,800
16	2,679,600	3,176,400	3,892,800	4,486,800	5,306,400
17	2,703,600	3,199,200	3,916,800	4,507,200	5,331,600
18	2,720,400	3,232,800	3,938,400	4,531,200	5,359,200
19	2,736,000	3,266,400	3,960,000	4,555,200	5,385,600
20	2,752,800	3,298,800	3,980,400	4,576,800	5,413,200
21	2,772,000	3,331,200	3,997,200	4,598,400	5,437,200
22	2,793,600	3,362,400	4,026,000	4,616,400	5,464,800
23	2,815,200	3,392,400	4,051,200	4,630,800	5,493,600
24	2,834,400	3,421,200	4,077,600	4,645,200	5,521,200
25	2,856,000	3,450,000	4,099,200	4,658,400	5,545,200
26	2,881,200	3,480,000	4,122,000	4,678,800	5,570,400
27	2,905,200	3,508,800	4,147,200	4,699,200	5,595,600
28	2,929,200	3,538,800	4,172,400	4,719,600	5,620,800
29	2,949,600	3,567,600	4,195,200	4,740,000	5,644,800
30	2,972,400	3,595,200	4,218,000	4,759,200	5,672,400
31	2,996,400	3,621,600	4,239,600	4,776,000	5,698,800
32	3,020,400	3,648,000	4,260,000	4,791,600	5,721,600

別表第1 (第4条関係)

教育職基本年俸表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本年俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸
33	3,043,200	3,674,400	4,282,800	4,810,800	5,744,400
34	3,060,000	3,700,800	4,302,000	4,830,000	5,769,600
35	3,075,600	3,730,800	4,320,000	4,848,000	5,796,000
36	3,091,200	3,757,200	4,336,800	4,868,400	5,820,000
37	3,106,800	3,784,800	4,353,600	4,881,600	5,845,200
38	3,122,400	3,800,400	4,377,600	4,899,600	5,869,200
39	3,139,200	3,819,600	4,400,400	4,917,600	5,892,000
40	3,157,200	3,836,400	4,420,800	4,932,000	5,914,800
41	3,175,200	3,853,200	4,441,200	4,942,800	5,938,800
42	3,194,400	3,858,000	4,462,800	4,962,000	5,961,600
43	3,211,200	3,862,800	4,482,000	4,980,000	5,982,000
44	3,228,000	3,867,600	4,498,800	4,999,200	6,004,800
45	3,238,800	3,874,800	4,519,200	5,014,800	6,027,600
46	3,256,800	3,880,800	4,539,600	5,032,800	6,049,200
47	3,274,800	3,890,400	4,557,600	5,049,600	6,070,800
48	3,290,400	3,900,000	4,575,600	5,067,600	6,092,400
49	3,304,800	3,907,200	4,593,600	5,083,200	6,112,800
50	3,310,800	3,915,600	4,612,800	5,097,600	6,133,200
51	3,316,800	3,924,000	4,630,800	5,113,200	6,154,800
52	3,324,000	3,932,400	4,650,000	5,127,600	6,177,600
53	3,330,000	3,944,400	4,663,200	5,136,000	6,195,600
54	3,336,000	3,952,800	4,681,200	5,146,800	6,214,800
55	3,339,600	3,957,600	4,698,000	5,157,600	6,235,200
56	3,344,400	3,964,800	4,717,200	5,168,400	6,254,400
57	3,349,200	3,969,600	4,732,800	5,178,000	6,273,600
58	3,358,800	3,978,000	4,749,600	5,188,800	6,289,200
59	3,368,400	3,986,400	4,765,200	5,199,600	6,304,800
60	3,378,000	3,993,600	4,780,800	5,209,200	6,319,200
61	3,387,600	4,002,000	4,795,200	5,217,600	6,333,600
62	3,397,200	4,012,800	4,812,000	5,228,400	6,345,600
63	3,405,600	4,023,600	4,828,800	5,240,400	6,357,600
64	3,414,000	4,033,200	4,845,600	5,251,200	6,369,600

別表第1 (第4条関係)

教育職基本年俸表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本年俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸
65	3,423,600	4,041,600	4,857,600	5,262,000	6,376,800
66	3,430,800	4,053,600	4,870,800	5,272,800	6,387,600
67	3,440,400	4,062,000	4,882,800	5,284,800	6,398,400
68	3,448,800	4,074,000	4,896,000	5,295,600	6,409,200
69	3,454,800	4,081,200	4,906,800	5,307,600	6,420,000
70	3,463,200	4,092,000	4,916,400	5,319,600	6,429,600
71	3,471,600	4,102,800	4,926,000	5,330,400	6,438,000
72	3,480,000	4,113,600	4,934,400	5,342,400	6,444,000
73	3,489,600	4,117,200	4,942,800	5,354,400	6,452,400
74	3,500,400	4,129,200	4,953,600	5,365,200	6,458,400
75	3,510,000	4,141,200	4,963,200	5,376,000	6,468,000
76	3,520,800	4,153,200	4,971,600	5,388,000	6,475,200
77	3,526,800	4,165,200	4,978,800	5,397,600	6,481,200
78	3,537,600	4,176,000	4,984,800	5,403,600	6,488,400
79	3,548,400	4,186,800	4,989,600	5,412,000	6,495,600
80	3,558,000	4,197,600	4,994,400	5,419,200	6,502,800
81	3,567,600	4,208,400	4,998,000	5,428,800	6,510,000
82	3,578,400	4,219,200	5,002,800	5,437,200	
83	3,588,000	4,230,000	5,006,400	5,440,800	
84	3,596,400	4,240,800	5,011,200	5,448,000	
85	3,600,000	4,248,000	5,014,800	5,452,800	
86	3,609,600	4,255,200	5,019,600	5,457,600	
87	3,619,200	4,262,400	5,024,400	5,462,400	
88	3,628,800	4,269,600	5,029,200	5,466,000	
89	3,639,600	4,275,600	5,032,800	5,469,600	
90	3,646,800	4,280,400	5,037,600	5,473,200	
91	3,654,000	4,285,200	5,042,400	5,479,200	
92	3,661,200	4,290,000	5,046,000	5,482,800	
93	3,667,200	4,294,800	5,049,600	5,486,400	
94	3,675,600	4,299,600	5,054,400	5,490,000	
95	3,682,800	4,305,600	5,058,000	5,493,600	
96	3,690,000	4,310,400	5,061,600	5,497,200	

別表第1 (第4条関係)

教育職基本年俸表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本年俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸
97	3,692,400	4,317,600	5,065,200	5,500,800	
98	3,698,400	4,323,600	5,070,000	5,506,800	
99	3,704,400	4,328,400	5,073,600	5,510,400	
100	3,710,400	4,334,400	5,077,200	5,514,000	
101	3,712,800	4,339,200	5,080,800	5,517,600	
102	3,717,600	4,345,200	5,085,600		
103	3,721,200	4,348,800	5,089,200		
104	3,727,200	4,353,600	5,092,800		
105	3,732,000	4,359,600	5,096,400		
106	3,735,600	4,364,400	5,100,000		
107	3,739,200	4,370,400	5,103,600		
108	3,742,800	4,376,400	5,107,200		
109	3,745,200	4,381,200	5,110,800		
110	3,750,000	4,387,200	5,114,400		
111	3,754,800	4,393,200	5,118,000		
112	3,759,600	4,398,000	5,121,600		
113	3,763,200	4,402,800	5,125,200		
114	3,768,000	4,407,600	5,128,800		
115	3,771,600	4,413,600	5,132,400		
116	3,775,200	4,418,400	5,136,000		
117	3,778,800	4,423,200	5,138,400		
118	3,783,600	4,428,000			
119	3,788,400	4,434,000			
120	3,793,200	4,438,800			
121	3,795,600	4,442,400			
122	3,798,000	4,447,200			
123	3,801,600	4,453,200			
124	3,805,200	4,456,800			
125	3,808,800	4,461,600			
126	3,811,200	4,467,600			
127	3,814,800	4,473,600			
128	3,819,600	4,478,400			

別表第1 (第4条関係)

教育職基本年俸表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本年俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸
129	3,823,200	4,483,200			
130	3,826,800	4,489,200			
131	3,831,600	4,495,200			
132	3,834,000	4,501,200			
133	3,836,400	4,507,200			
134	3,840,000	4,513,200			
135	3,843,600	4,519,200			
136	3,846,000	4,525,200			
137	3,849,600	4,531,200			
138	3,852,000	4,537,200			
139	3,855,600	4,543,200			
140	3,859,200	4,549,200			
141	3,862,800	4,555,200			
142	3,867,600				
143	3,872,400				
144	3,877,200				
145	3,879,600				
146	3,884,400				
147	3,888,000				
148	3,892,800				
149	3,895,200				
150	3,900,000				
151	3,903,600				
152	3,908,400				
153	3,910,800				
154	3,915,600				
155	3,920,400				
156	3,925,200				
157	3,927,600				